

## Ⅱ ③ 本会議における会派の発言順位について

検討趣旨	本会議における代表質疑（質問）について、大会派順以外の方法により実施するのかどうか検討する。				
現 状	本会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出し、その順序は議長が定めることとされており、代表質疑（質問）については、交渉会派に時間を割り当てたうえで、大会派順に行うのを例としている。 なお、代表質疑（質問）以外の質疑については、通告順に行い、同時に2人以上の通告者があるときは、抽選により順序を定めるのを例としている。				
根拠法令	<b>【京都市会会議規則】</b> 第48条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行及び一身上の弁明等については、この限りでない。 3 発言の順序は、議長が定める。 第94条 質問については、(中略)第48条(発言の通告及び順序)(中略)の規定を準用する。				
論 点	①代表質疑（質問）における大会派順の発言順位を見直すのかどうか。 ②見直す場合は、どのようなルール（ローテーション制等）により行うのか。				
参 考	<b>【他都市の状況】</b> <table border="1" data-bbox="384 1514 1377 1783"><tr><td data-bbox="384 1514 619 1648">会派ごとの大会派順（14都市）</td><td data-bbox="619 1514 1377 1648"><u>札幌市</u>、<u>さいたま市</u>、<u>千葉市</u>、<u>川崎市</u>、<u>相模原市</u>、<u>新潟市</u>、<u>静岡市</u>、<u>浜松市</u>、<u>名古屋市</u>、<u>京都市</u>、<u>大阪市</u>、<u>神戸市</u>、<u>岡山市</u>、<u>北九州市</u></td></tr><tr><td data-bbox="384 1648 619 1783">個人ごとの大会派順（1都市）</td><td data-bbox="619 1648 1377 1783">仙台市</td></tr></table> <p>※1 下線を付けている都市は、質問者を各会派から1名ずつに限定している。 2 横浜市は、予算代表質疑を会派ごとの大会派順（会派代表一人）で行い、代表質問を個人ごとの大会派順で行っている。 3 福岡市は、代表質疑を会派ごとの大会派順で行い、代表質問を交渉会派、非交渉会派ごとの抽選で行っている。</p>	会派ごとの大会派順（14都市）	<u>札幌市</u> 、 <u>さいたま市</u> 、 <u>千葉市</u> 、 <u>川崎市</u> 、 <u>相模原市</u> 、 <u>新潟市</u> 、 <u>静岡市</u> 、 <u>浜松市</u> 、 <u>名古屋市</u> 、 <u>京都市</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>神戸市</u> 、 <u>岡山市</u> 、 <u>北九州市</u>	個人ごとの大会派順（1都市）	仙台市
会派ごとの大会派順（14都市）	<u>札幌市</u> 、 <u>さいたま市</u> 、 <u>千葉市</u> 、 <u>川崎市</u> 、 <u>相模原市</u> 、 <u>新潟市</u> 、 <u>静岡市</u> 、 <u>浜松市</u> 、 <u>名古屋市</u> 、 <u>京都市</u> 、 <u>大阪市</u> 、 <u>神戸市</u> 、 <u>岡山市</u> 、 <u>北九州市</u>				
個人ごとの大会派順（1都市）	仙台市				